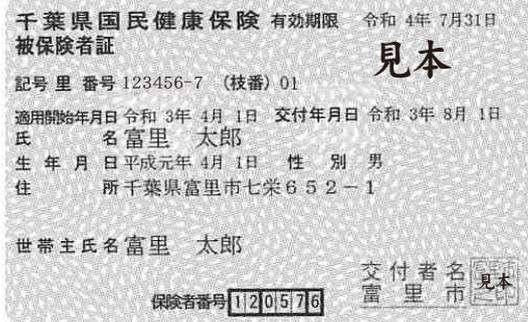


# 国民健康保険被保険者証・納税通知書を発送します

☎ 国保年金課 ☎ (93) 4083

## ■保険証の一斉更新

8月1日(日)から有効となる新しい保険証を、7月中に特定記録郵便で郵送します。保険証が届かないときや、内容に誤りがあったときは必ず連絡をしてください。



## ■注意事項

- 国民健康保険税の滞納がある世帯には「短期保険証」または「資格証明書」を郵送します。
- 70歳以上の被保険者には、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を郵送します。新しい保険証に負担割合が記載されます。
- 保険証は6月18日現在のデータで作成しています。6月19日以降に脱退などの手続きをした場合は、市から届いた保険証は使用できませんので注意してください。

## ■納税通知書を発送

世帯主あてに令和3年度の国民健康保険税納税通知書を、7月15日(木)に発送します。世帯に国民健康保険加入者がいれば、世帯主には納期内に国民健康保険税を納める義務があります。

なお、65歳以上75歳未満の国民健康保険に加入する世帯主の人は、国民健康保険税が年金天引き(特別徴収)されます。

### 特別徴収(年金天引き)になる人

世帯主が特別徴収の対象の場合、家族の保険税は、世帯主が受給する年金から納めることとなります。

ただし、次の条件を全て満たしていない場合、または世帯主が75歳に到達する年度は、納付書または口座振替での納付となります。

- 世帯主が国民健康保険に加入している
- 世帯主が年金(年額18万円以上)を受給している
- 世帯主と国民健康保険に加入している家族全員が、65歳以上74歳までである
- 介護保険料と国民健康保険税を合算したとき、年金受給額の2分の1を超えない

※新たに特別徴収となる人には通知します。

### 国民健康保険税の減額

- 非自発的失業者の人は、届出をすることにより、国民健康保険税が軽減されます。
- 75歳以上の人と同居する国民健康保険加入者の人は、国民健康保険税が軽減されます。

### 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が昨年より更に減少した世帯等について、申請に基づき国民健康保険税が減免される場合があります。詳しくは問い合わせください。

### 確定申告期限の延長に伴う注意点

今年度の所得税の確定申告期限が延長されたことに伴い、令和3年度市民税・県民税の所得情報が反映されていない場合があります。

所得情報が更新された後に再計算し、該当する人には変更通知書などでお知らせします。

## 国民健康保険(国保)の届出について

☎ 国保年金課 ☎ (93) 4083

国民健康保険は、病気やけがに備えて加入者が保険料を出し合い、医療にかかる費用に充てる、相互助け合いの制度です。職場の健康保険に加入している人や、生活保護を受けている人などを除く全ての人は、国保に加入しなければなりません。また、次のようなときは届出が必要です。

- 健康保険を喪失(扶養喪失)したとき⇒国保加入
- 健康保険に加入(扶養認定)したとき⇒国保脱退

なお、国保税は資格取得日までさかのぼって課税されますので、14日以内に届出をしてください。

※届出が遅れると、保険給付が受けられないことがあります。